

令和3年12月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

資料目次

ア 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について	1
イ 久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を 改正する規則について	2

**教育長報告ア 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」につき
ましては、人事案件であるため非公開です。**

【職種】

1 公民館補助委員

イ 久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則について

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成22年久喜市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「第5条第1項」を「前条第1項」に改める。

第5条の11第2項第2号中「。以下「育休条例」という。」を削る。

第10条第1項中「第13条第2項第3号」を「第13条第2項第2号」に改め、同項ただし書中「及び第2号」を削り、同条第7項中「第13条第2項第3号」を「第13条第2項第2号」に改める。

第11条第2項中「第14条第2項第22号」を「第14条第2項第23号」に改める。

第11条の2中「第14条第2項第21号イ」を「第14条第2項第22号イ」に改め、同条を第11条の3とし、第11条の次に次の1条を加える。

（不妊治療のための休暇）

第11条の2 条例第14条第2項第3号の市規則で定める不妊治療は、体外受精及び顕微授精とする。

第14条及び第17条第2項中「第14条第2項第3号」を「第14条第2項第4号」に改める。

第22条第1項第2号中「前項」を「前号」に改める。

第23条第1項第9号を同項第13号とし、同項第8号中「第14条第2項第19号」を「第14条第2項第20号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第7号中「第14条第2項第18号」を「第14条第2項第19号」に改め、同号を同項第11号とし、同号の前に次の2号を加える。

（9） 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 3日の範囲内においてその都度必要と認める期間

（10） 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6

週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

第23条第1項第6号中「第14条第2項第13号」を「第14条第2項第14号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「第14条第2項第12号」を「第14条第2項第13号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「第14条第2項第11号」を「第14条第2項第12号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「第14条第2項第9号」を「第14条第2項第10号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 会計年度任用職員（6箇月以上の任期が定められている者又は6箇月以上継続勤務している者（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるもの。）に限る。第9号及び第10号において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（第11条の2で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(4) 条例第14条第2項第4号に掲げる場合 出産予定日6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から産後8週間を経過するまでの期間
第23条第2項第2号中「（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）」を削り、第23条第2項第3号を削り、同項第4号中「第14条第2項第4号」を「第14条第2項第5号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「第14条第2項第5号」を「第14条第2項第6号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「第14条第2項第6号」を「第14条第2項第7

号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第14条第2項第7号」を「第14条第2項第8号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第14条第2項第8号」を「第14条第2項第9号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号中「要援護者」を「要介護者」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「第14条第2項第20号」を「第14条第2項第21号」に改め、同号を同項第10号とし、同条第3項中「前項第9号及び第10号」を「第1項第3号、第9号及び第10号並びに前項第8号及び第9号」に改める。

第26条中「第23条第2項第3号」を「第23条第1項第4号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)	(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)
第5条の2 条例第8条第1項ただし書の市規則で定める場合は、前条第1項に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員うち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ぜることができない場合とする。	第5条の2 条例第8条第1項ただし書の市規則で定める場合は、第5条第1項に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ぜることができない場合とする。
2 略	2 略
(時間外勤務代休時間の指定)	(時間外勤務代休時間の指定)
第5条の11 略	第5条の11 略
2 略	2 略
(1) 略	(1) 略
(2) 久喜市職員の育児休業等に関する条例(平成22年久喜市条例第37号 第16条又は第18条の規定により読み替えられた給与条例第12条第1項ただし書又は第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数	(2) 久喜市職員の育児休業等に関する条例(平成22年久喜市条例第37号。以下「育休条例」という。)第16条又は第18条の規定により読み替えられた給与条例第12条第1項ただし書又は第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
(3) 略	(3) 略
3~7 略	3~7 略
(病気休暇)	(病気休暇)
第10条 条例第13条第2項第2号に規定する病気休暇(以下この条において)	第10条 条例第13条第2項第3号に規定する病気休暇(以下この条において)

て「特定病気休暇」という。)の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、条例第13条第2項第1号に掲げる場合における病気休暇を使用した日及び当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等(以下この条において「時間外勤務代休時間全指定日」という。)、職員の休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日(以下この条において「除外日」という。)を除いて連続して90日を超えることはできない。

2~6 略

7 条件付採用期間中の職員については、条例第13条第2項第2号に規定する負傷又は疾病により療養を要する場合には、同号の規定にかかるわらず、その療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間、病気休暇を与えることができる。

8・9 略

(特別休暇の単位)

第11条 略

2 前項の規定にかかるわらず、条例第14条第2項第23号で定める特別休暇は、1日又は半日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等(育一型短時間勤務職員のうち1日の勤務時間が7時間45分であるものを除く。)にあつては、1日)を単位として取り扱うものとする。

3 略

(不妊治療のための休暇)

て「特定病気休暇」という。)の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、条例第13条第2項第1号及び第2号に掲げる場合における病気休暇を使用した日及び当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等(以下この条において「時間外勤務代休時間全指定日」という。)、職員の休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日(以下この条において「除外日」という。)を除いて連続して90日を超えることはできない。

2~6 略

7 条件付採用期間中の職員については、条例第13条第2項第3号に規定する負傷又は疾病により療養を要する場合には、同号の規定にかかるわらず、その療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間、病気休暇を与えることができる。

8・9 略

(特別休暇の単位)

第11条 略

2 前項の規定にかかるわらず、条例第14条第2項第22号で定める特別休暇は、1日又は半日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等(育一型短時間勤務職員のうち1日の勤務時間が7時間45分であるものを除く。)にあつては、1日)を単位として取り扱うものとする。

3 略

第11条の2 条例第14条第2項第3号の市規則で定める不妊治療は、体外受精及び顎微授精とする。

(ボランティア休暇)

第11条の3 条例第14条第2項第22号1の市規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1)～(9) 略

(病気休暇及び特別休暇の承認)

第14条 条例第17条の市規則で定める特別休暇は、条例第14条第2項第4号の休暇とする。

(年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び組合休暇の請求等)

第17条 略

2 条例第14条第2項第4号に掲げる場合に該当することとなる女性職員は、あらかじめ休暇簿に記入してその旨を任命権者に申し出なければならぬ。

(会計年度任用職員の年次有給休暇)

第22条 略

(1) 略

(2) 前号に掲げる会計年度任用職員が、任用の日から1年6箇月以上継続勤務し、勤務期間が6箇月を超えることとなる日(以下「6月経過日」という。)から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間ににおいて、10日に、6箇月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ別表第2の日数欄に掲げる日数を加算した日数

(ボランティア休暇)

第11条の2 条例第14条第2項第21号イの市規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1)～(9) 略

(病気休暇及び特別休暇の承認)

第14条 条例第17条の市規則で定める特別休暇は、条例第14条第2項第3号の休暇とする。

(年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び組合休暇の請求等)

第17条 略

2 条例第14条第2項第3号に掲げる場合に該当することとなる女性職員は、あらかじめ休暇簿に記入してその旨を任命権者に申し出なければならない。

(会計年度任用職員の年次有給休暇)

第22条 略

(1) 略

(2) 前項に掲げる会計年度任用職員が、任用の日から1年6箇月以上継続勤務し、勤務期間が6箇月を超えることとなる日(以下「6月経過日」という。)から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間ににおいて、10日に、6箇月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ別表第2の日数欄に掲げる日数を加算した日数

(3) 暫
2~5 暫
(会計年度任用職員の特別休暇)

第23条 暫

(1)・(2) 暫

(3) 会計年度任用職員(6箇月以上の任期が定められている者又は6箇月以上継続勤務している者(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間)によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるもの。)に限る。第9号及び第10号において同じ。)が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをい

う。以下同じ。)において5日(第11条の2で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(4) 条例第14条第2項第4号に掲げる場合 出産予定期6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から産後8週間を経過するまでの期間

置

(5) 条例第14条第2項第10号に掲げる場合 条例別表に定める期間

(6) 条例第14条第2項第12号に掲げる場合 その都度必要と認める期間

(7) 条例第14条第2項第13号に掲げる場合 1週間の範囲内においてその都度必要と認める期間

(8) 条例第14条第2項第14号に掲げる場合 5日(週休日及び条例第9条に規定する祝日法による休日を除く。)の範囲内において必要と認

(3) 暫
2~5 暫
(会計年度任用職員の特別休暇)

第23条 暫

(1)・(2) 暫

(3) 会計年度任用職員(6箇月以上の任期が定められている者又は6箇月以上継続勤務している者(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間)によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるもの。)に限る。第9号及び第10号において同じ。)が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをい

う。以下同じ。)において5日(第11条の2で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(4) 条例第14条第2項第4号に掲げる場合 出産予定期6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から産後8週間を経過するまでの期間

置

(5) 条例第14条第2項第9号に掲げる場合 条例別表に定める期間

(6) 条例第14条第2項第11号に掲げる場合 その都度必要と認める期間

(7) 条例第14条第2項第12号に掲げる場合 1週間の範囲内においてその都度必要と認める期間

(8) 条例第14条第2項第13号に掲げる場合 5日(週休日及び条例第9条に規定する祝日法による休日を除く。)の範囲内において必要と認

(3) 条例第14条第2項第9号に掲げる場合 条例別表に定める期間

(4) 条例第14条第2項第11号に掲げる場合 その都度必要と認める期間

(5) 条例第14条第2項第12号に掲げる場合 1週間の範囲内においてその都度必要と認める期間

(6) 条例第14条第2項第13号に掲げる場合 5日(週休日及び条例第9条に規定する祝日法による休日を除く。)の範囲内において必要と認

める期間

める期間

(9) 会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 3日の範囲内においてその都度必要と認める期間

(10) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間における場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(11) 条例第14条第2項第19号に掲げる場合 その都度必要と認める期間

(12) 条例第14条第2項第20号に掲げる場合 その都度必要と認める期間

(13) 略

(1) 略

(2) 会計年度任用職員(6箇月以上の任期が定められている者又は6箇月以上継続勤務している者(週以外の期間によつて勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。)に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前号に掲げる場合を除く。) ーの年度

(1) 略

(2) 会計年度任用職員(6箇月以上の任期が定められている者又は6箇月以上継続勤務している者(週以外の期間によつて勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。)に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前号に掲げる場合を除く。) ーの年度

(7) 条例第14条第2項第18号に掲げる場合 その都度必要と認める期間

(8) 条例第14条第2項第19号に掲げる場合 その都度必要と認める期間

(9) 略

(1) 略

2 略

(1) 略

(2) 会計年度任用職員(6箇月以上の任期が定められている者又は6箇月以上継続勤務している者(週以外の期間によつて勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。)に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前号に掲げる場合を除く。) ーの年度

において別表第5

の定める期間

月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において別表第5の定める期間

(3) 条例第14条第2項第3号に掲げる場合 出産予定期6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前から産後8週間を経過するまでの期間

(3) 条例第14条第2項第5号に掲げる場合 妊娠6箇月(1箇月は28日として計算する。以下この号において同じ。)までは4週間に1回、妊娠7箇月から9箇月までは2週間に1回、妊娠10箇月から出産までは1週間に1回、産後1年後まではその間に1回(医師等の特別の指示があつた場合には、いざれの期間においても、その指示された回数)とし、1回につき1日の範囲内でその都度必要と認める時間

(4) 条例第14条第2項第6号に掲げる場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を越えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

(5) 条例第14条第2項第7号に掲げる場合 7日の範囲内においてその都度必要と認める時間

(6) 条例第14条第2項第8号に掲げる場合 1日2回それぞれ30分間(男性の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日ににおけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を越えない期間)

(7) 条例第14条第2項第9号に掲げる場合 3日の範囲内においてその

(4) 条例第14条第2項第4号に掲げる場合 妊娠6箇月(1箇月は28日として計算する。以下この号において同じ。)までは4週間に1回、妊娠7箇月から9箇月までは2週間に1回、妊娠10箇月から出産までは1週間に1回、産後1年後まではその間に1回(医師等の特別の指示があつた場合には、いざれの期間においても、その指示された回数)とし、1回につき1日の範囲内でその都度必要と認める時間

(5) 条例第14条第2項第5号に掲げる場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を越えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

(6) 条例第14条第2項第6号に掲げる場合 7日の範囲内においてその都度必要と認める時間

(7) 条例第14条第2項第7号に掲げる場合 1日2回それぞれ30分間(男性の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日ににおけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を越えない期間)

(8) 条例第14条第2項第8号に掲げる場合 3日の範囲内においてその

都度必要と認める期間

(8) 略

(9) 要介護者(条例第15条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)の介護その他の別に定める世話をを行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によつて勤務日が定められ、かつ、1年間の勤務日が121日以上である者であつて、6箇月以上継続勤務しているもの)が、当該世話をうたため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合には、10日)の範囲内の期間
(10) 条例第14条第2項第21号に掲げる場合 その都度必要と認める場合

3 第1項第3号、第9号及び第10号並びに前項第8号及び第9号の休暇(以下の条において特定休暇といふ。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4・5 略

(会計年度任用職員の休暇の承認等)

第26条 会計年度任用職員の特別休暇(第23条第1項第4号を除く。)の承認及び休暇の請求等の手続については、常勤職員の例による。

都度必要と認める期間

(9) 略

(10) 要援護者(条例第15条第1項に規定する要援護者をいう。以下同じ。)の介護その他の別に定める世話をを行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によつて勤務日が定められ、かつ、1年間の勤務日が121日以上である者であつて、6箇月以上継続勤務しているもの)が、当該世話をうたため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(要援護者が2人以上の場合には、10日)の範囲内の期間
(11) 条例第14条第2項第20号に掲げる場合 その都度必要と認める場合

3 前項第9号及び第10号 の休暇(以下の条において特定休暇といふ。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4・5 略

(会計年度任用職員の休暇の承認等)

第26条 会計年度任用職員の特別休暇(第23条第2項第3号を除く。)の承認及び休暇の請求等の手続については、常勤職員の例による。